

出張理容・出張美容のご確認を！

出張理容・出張美容を正しく利用できていますか？

出張理容・出張美容とは？

理容所・美容所以外の場所で業務を行うことは、法律で禁止されていますが、特別な事情がある場合には、例外的に認められています。



出張理容・出張美容が認められている場合とは？

疾病その他の理由により、理容所又は美容所に来ることができない者に対して理容を行う場合。
婚礼その他の儀式に参列する者に対して、その儀式の直前に理容又は美容を行う場合。
社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する施設をいう。)
その他これに類する施設に出張して理容・美容を行う場合。
公演等において、その出演者に対して出演直前に理容・美容を行う場合。
～のほか、当該理容所又は美容所以外の場所を管轄する保健所長が、特別の事情があるものとして承認した場合。

保健所への届け出は？

長崎県では、「長崎県理容師及び美容師の出張業務指導要領」に従い、県内の理容所又は美容所に所属していない理容師又は美容師が、県内(長崎市及び佐世保市を除く。)で出張理容・出張美容を行う場合は、事前に管轄の保健所に届出なければなりません。

届出は、出張理容・出張美容を行う理容師又は美容師が行います。

無届による出張理容・出張美容は、利用しないでください！！

出張理容・出張美容を行う際に、事前に届出を行った理容師又は美容師は、保健所から衛生管理に関する指導を受けますが、無届の場合は、保健所からの衛生指導を受けていないため、利用者の衛生確保が十分ではない可能性があり、その結果、利用者の健康を損なう恐れがあります。

出張理容・出張美容を利用する方は、以下のことに留意してください。

出張理容・出張美容を行う者が、理容師又は美容師の免許を有していることを確認するため、本人の理容師免許又は美容師免許の提示を受けてください。

出張理容・出張美容を行う者が、県内の理容所又は美容所に従事している場合は、理容所又は美容所に従事していることが分かる書類(検査確認済証(写し)等)の提示を受けてください。

出張理容・出張美容を行う者が、県内の理容所又は美容所に従事していない場合(県外、長崎市及び佐世保市の理容所又は美容所に従事している場合を含む。)は、管轄の保健所へ出張理容又は出張美容の届出を行ったことが確認できる書類の提示を受けてください。

以上のことが確認できない場合は、理容行為・美容行為を受けないでください。

出張理容・出張美容のご確認を！

出張理容・出張美容を利用する前に！・・・事前チェック表

理容師又は美容師の免許証（本人のもの）を確認できましたか？

- ・はい（ チェック へ）
- ・いいえ（ 管轄の保健所に連絡してください。）

理容所又は美容所に勤務していることが分かる書類を確認できましたか？

- ・はい（ チェック へ）
- ・いいえ（ チェック へ）

管轄の保健所に出張理容・出張美容の届出をしていることが分かる書類を確認できましたか？

- ・はい（ チェック へ）
- ・いいえ（ 管轄の保健所に連絡してください。）

理容・美容行為に必要な携行品【ハサミ、理容（美容）器具、清潔なタオル、清潔な布片類、消毒薬など】を持参していますか？

- ・はい（ チェックは完了です。）
- ・いいえ（ 管轄の保健所に連絡してください。）

長崎県 生活衛生課：095-895-2363

西彼保健所 衛生環境課：095-856-0693

県央保健所 衛生環境課：0957-26-3305

県南保健所 衛生環境課：0957-62-3288

県北保健所 衛生環境課：0950-57-3933

五島保健所 衛生環境課：0959-72-3125

上五島保健所 衛生環境課：0959-42-1121

壱岐保健所 衛生環境課：0920-47-0260

対馬保健所 衛生環境課：0920-52-0166

長崎市 あるいは 佐世保市 において、出張理容・出張美容を利用される方は、長崎市保健所（095-829-1155）、佐世保市保健所（0956-24-1111）にご相談をお願いします。